

時評



弁護士
藤原精吾

1 やっぱり

去る9月最高裁は、憲法53条に基づく内閣の国会召集義務違反国賠請求事件で、違憲かどうかの判断を示さずに請求棄却の判決を言い渡した。国交大臣が沖縄県知事に辺野古基地埋め立て工事を認めるよう指示した事件でも、憲法や地方自治の理念に反した判決が9月に言い渡されている。私たちは、この結論に納得できないが、しかし最高裁の態度に驚くことはなかった。なぜか。

2 判決を書かせるものは何か

旧優生保護法被害国賠請求事件では、2019年5月の仙台地裁が除斥期間を理由とした請求棄却判決に続き全国6地裁で棄却判決が続いた。しかし、2022年2月大阪高裁が「除斥期間の適用は著しく正義に反する」として原判決を破棄し国に賠償を命じてから一転、東京高裁、熊本地裁、静岡地裁、仙台地裁、札幌高裁、大阪高裁と容認判決が6件続いた。

判決を分けたのは、被害者の損害賠償請求権についても除斥期間の適用を認めるかどうかであった。同一事件で判決が分かれるケースは珍しくないが、「何が正義か」について、裁判官らが正反対の価値判断を示したのである。

裁判官の結論を分けたポイント

「裁判官の判決行動」

トは何か。裁判は、裁判官の価値判断に基づく結論を法規範と言葉技術を用いて表現する制度である。つまり、判決文は法による理由付けで結論の正当性を論証する文書である。でも判決理由に裁判官の価値観がストレートに示されることはめったにない。しかし判決結果の根幹をなしているのは、裁判官がその事件に対して持つ価値判断である。そのことをアメリカのリアリズム法学は次のように言う。

「フランクファーター最高裁判事は、・・・裁判官の『無意識』が『とりわけ現代の経済的及び社会的問題と密接に関連するような裁判過程の運用面において、『巨大な役割』を演ずる」、「法規範は社会的政策を表現するものであるが、政策を裁判官がどう観念するかは、彼の社会的関係、彼の社会的環境から得られる」（ジェローム・フランク『裁かれる裁判所』236頁）。

また、「裁判官たちが、彼等の判決の原動力となった『真の動機と理由』を、めったに表に出さない」（フランク同書252頁）。

今回の最高裁判決は正にこれを実証している。

判決理由に述べられた法律論が結論を導いたのではない。だから正しい法律論を展開し、理論闘争に勝ちさえすれば、それだけで勝訴できると考えるのは誤りである。もちろん相手方（多くは国）の法理論が破綻し、正義に反していることを論証することは勝訴判決を得るための必要最低条件ではある。

3 裁判官の判決行動を決定するものは何か

①裁判官が属する官僚組織における行動の規範であり、その要素をなすのは、最高裁事務局による人事評価の目である。人事評価は、任地、総括などへの昇進、給与などに直結する。

評価の対象に、法的スキルも含まれるとしても、政治的抵抗勢力と見られないこと（目立たないこと；樋口英明元裁判官「世界」2018年10月号）、裁判所という組織に同調し、最高裁判例を頂点とする流れを読むことが大過なく裁判官生活を送る提要とされる。あからさまな介入や圧力がなくても裁判官は統制されている。それだけに政権や最高裁の意向に反する判決を言い渡すには大きな覚悟が要るとされる。

②裁判官がそれまで受けた教育と職務環境で培われた価値観。法務省との人事交流も大きく関わる。

4 団藤メモが暴露した事実

大阪空港騒音訴訟上告審の小法廷で固まりかけた結論を逆転するために、大法廷に移送された。その原動力となったのは法務省に人脈をもつ元最高裁長官の働きかけであった。一定の政治的価値観に立った外部圧力が判決結果を変えた実例である。

憲法76条3項、裁判官の独立を「高貴な嘘」（佐藤・阿部編著「スタンダード法社会学」北大路書房201頁）のままにさせないためには何が必要か。

その第一は最高裁判事及び下級審裁判官の任用制度の見直しである。次に裁判官の人事制度を、見直すことである。

日民協は20年ほど前、映画「日独裁判官物語」を作った。ここでは、ドイツの裁判官が、任地の決定や政党、労働組合への加入や活動に何の制約も受けないことが報じられている。そのような実質的な独立が保障されている制度の中でこそ「憲法と法律、良心のみに従った判決」が下せるのである。

そのためにわれわれは何をすればよいのか日々、自問自答している。

（ふじわら せいご）